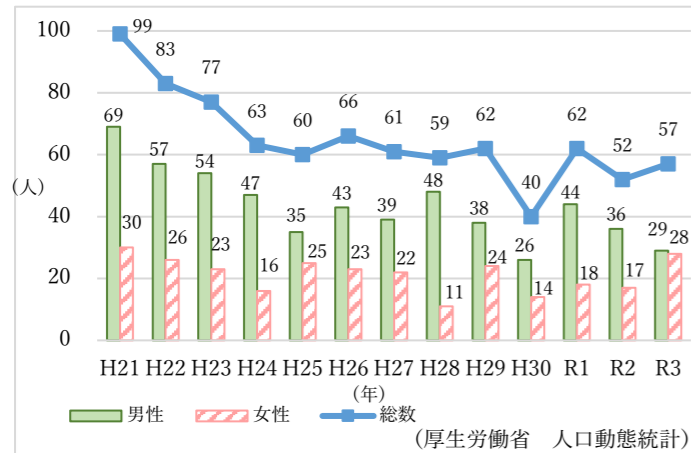
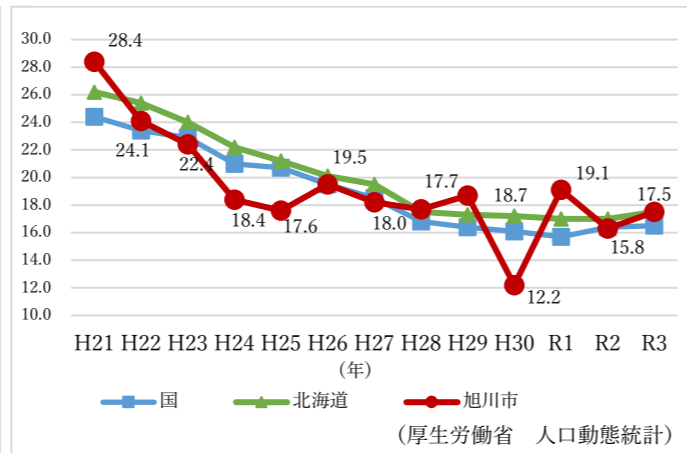


1 統計から見る本市の現状

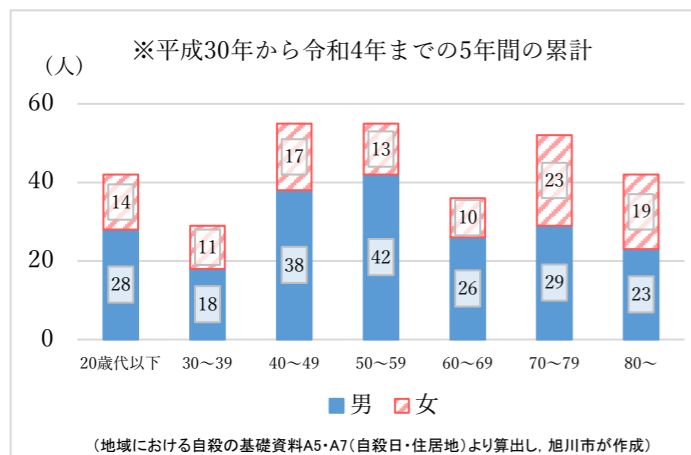
① 旭川市の自殺者数の年次推移



② 旭川市の自殺死亡率と全国・北海道との比較



③ 旭川市の性別・年齢別自殺者数



～グラフから～

- ① 平成 21 年以降の自殺者数は減少し、概ね 60 人前後で推移しています。
- ② 自殺死亡率は平成 21 年以降減少し、年によってばらつきがあるものの横ばいで推移しています。
- ③ 男性は 40 歳代、50 歳代と 70 歳代、女性は 40 歳代と 70 歳以降の自殺者数が多い状況です。

地域自殺実態プロフィール 2022 から見た自殺の特徴

いのち支える自殺対策推進センター（JSCP）が作成している「地域自殺実態プロフィール」は、地域の自殺者の特徴や属性（男女、年齢、同居人の有無、雇用状況など）別の自殺者数、自殺の手段別の自殺者数を分析した、自殺対策の施策を検討する上で基礎となる資料です。本市の自殺者の特徴等から、優先すべき課題は、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」です。

【旭川市の自殺者の主な特徴】

上位5区分	自殺者数 (5年計) (人)
1位 女性 60歳以上無職同居	31
2位 男性 60歳以上無職同居	30
3位 男性 40～59歳有職同居	26
4位 男性 60歳以上無職独居	23
5位 女性 60歳以上無職独居	21

2 本市の現状を踏まえた課題

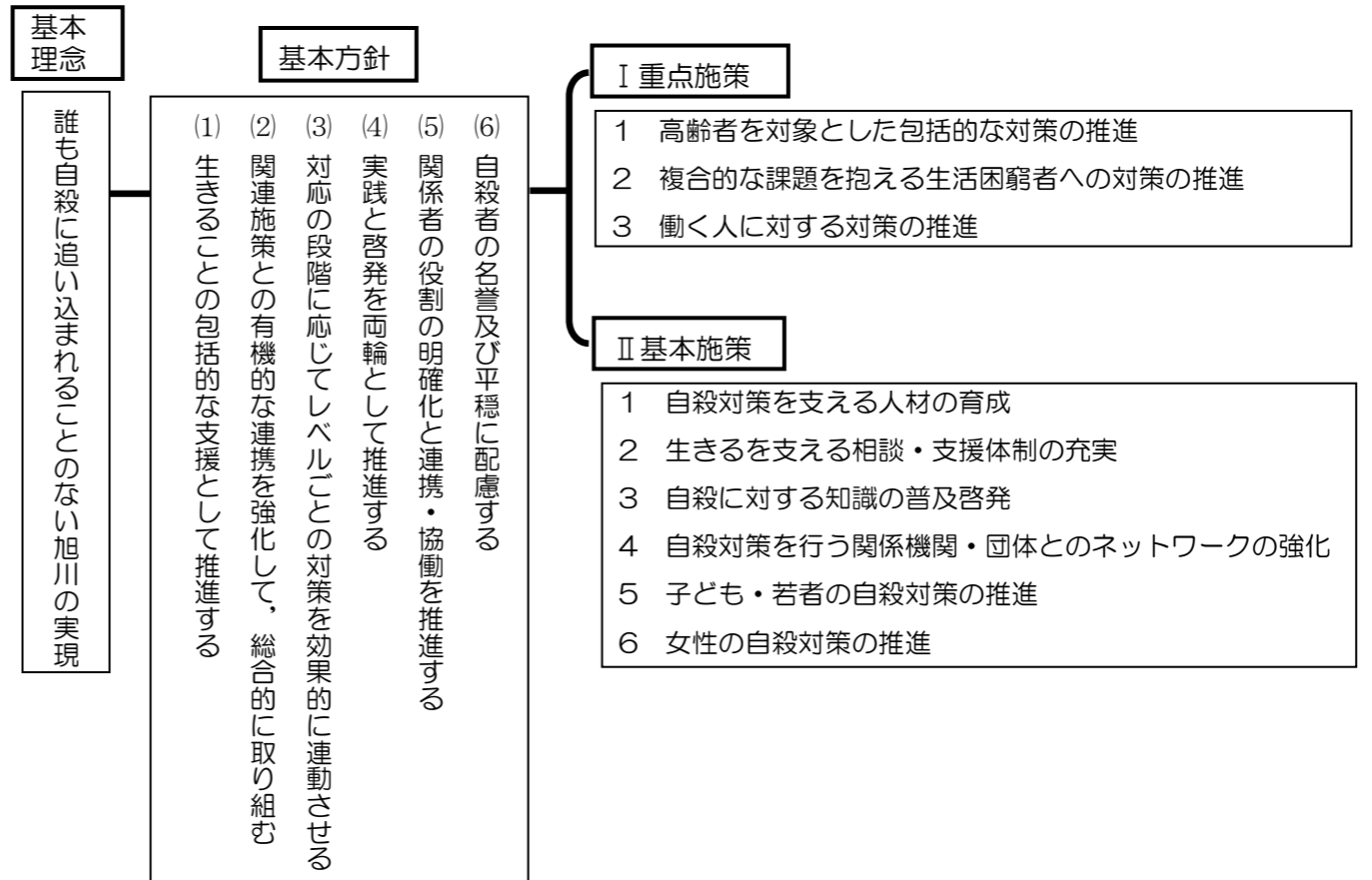
高齢者への対策	生活困窮者への対策	勤務・経営への対策
高齢期は、死別や離別、病気や孤立等の要因が重なり合いやすく、これらにより自殺のリスクが高まる可能性があることから、高齢者への対策を行う必要があります。	生活困窮は、「生きるための阻害要因」の一つであり、自殺のリスクが高まる要因になることから、生活困窮者への対策を行う必要があります。	市内には労働者数が 50 人未満の小規模事業場が多く、小規模事業場はメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されており、働く人への対策を行う必要があります。

3 数値目標 (計画期間：令和 6 年度～令和 11 年度)

	平成 29 年	令和 3 年 (現状)	令和 11 年 (目標値)
自殺死亡率	18.7	17.5	13.0 以下
自殺者数	62 人	57 人	40 人以下

※国の大綱における数値目標の考え方を参考に、本市は前計画において 10 年間で自殺死亡率を 30%以上低下させることとした目標値を設定しています。本計画でも数値目標を継続します。

4 体系図



5 施策と取組

【重点施策】

	取組の方向性	主な取組内容
高齢者を対象とした包括的な対策の推進	高齢者が生きがい等を実感できる地域づくりの推進	老人クラブ等の地域における居場所づくりへの支援
	高齢者への「生きるための支援」や各種支援情報等の周知	介護及び福祉サービス等の支援、「いきいき長寿」など支援情報等の周知
複合的な課題を抱える生活困窮者への対策の推進	生活の安定支援	生活保護、生活つなぎ資金貸付金
	複合化する課題への支援	生活困窮者自立支援推進事業
働く人に対する対策の推進	働きやすい職場環境づくりや職場のメンタルヘルスに関する取組の推進	メンタルヘルスに関する出前講座、過労死防止のための啓発

【基本施策】

	取組の方向性	主な取組内容
自殺対策を支える人材の育成	自殺対策を支える人材の育成	ゲートキーパー養成研修、学生を対象とした自殺対策研修会
	自殺対策に寄与する機関への支援	旭川いのちの電話相談員養成の支援、旭川精神障害者家族連合会の運営への支援
生きるを支える相談・支援体制の充実	様々な悩みに対応する相談・支援の充実	こころの健康、子育て、介護等各種相談・支援
	相談・支援に関する情報の分かりやすい発信	ホームページ、SNSによる相談・支援窓口の情報発信
	自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ	未遂者に対する相談支援体制充実のための関係機関の実態把握及び連携強化
	自死遺族への支援	自死遺族を対象とした「わかちあいの会」の開催
自殺に対する知識の普及啓発	自殺や自殺対策関連事象、こころの健康等に関する普及啓発の推進	自殺予防週間及び自殺対策強化月間における啓発事業、メンタルヘルスに関する出前講座の実施
	若年層への自殺予防に向けた普及啓発の推進	学生を対象とした自殺対策研修会の開催
自殺対策を行う関係機関・団体とのネットワークの強化	関係機関の連携及びネットワークの強化	旭川市自殺対策ネットワーク会議の開催
	庁内の連携及びネットワークの強化	旭川市自殺対策推進計画庁内推進会議の開催
子ども・若者の自殺対策の推進	学生・児童生徒のSOSの出し方に関する知識の普及及び相談体制等の充実	児童生徒へのSOSの出し方に関する出前講座、学生を対象とした自殺対策研修会の開催、不登校等に関する相談支援
女性の自殺対策の推進	妊産婦への支援の充実	乳児家庭全戸訪問事業や子育て健康相談での相談支援
	女性の雇用問題への支援	誰もが働きやすい環境整備のためのセミナー
	困難な問題を抱える女性への支援	女性相談、配偶者暴力相談支援センター、母子生活支援施設の運営

～相談窓口～

内容	機関名	電話番号
こころの悩みや不安について	旭川いのちの電話	0166-23-4343※
こころの健康について	旭川市保健所健康推進課こころの健康係	0166-25-6364
日常生活上の悩みごと、法律相談	市民相談センター	0166-26-1998
配偶者やパートナーからの暴力	女性相談室・配偶者暴力相談支援センター	0166-25-6418
子どものいじめ・不登校等	旭川市子どもSOS（電話版）	0120-126-744
介護や保健、医療、福祉について	介護119番（高齢者総合相談）	0166-25-9119
子育て（乳幼児等）について	旭川市子育て支援部おやこ応援課	0166-26-2395

※：火曜日～水曜日 9:00～15:30、木曜日 9:00～月曜日 15:30 連続（24時間） その他：平日 8時45分～17時15分

第2次旭川市自殺対策推進計画（概要版）

発行 旭川市

発行年月 令和6年 月

問合せ先 旭川市保健所健康推進課

電話 0166-26-1111（代表）

計画期間 令和6年度～令和11年度

第2次旭川市自殺対策推進計画

気づき、つながる、生きるを支えるまちへ

概要版（案）

自殺対策推進計画とは

自殺対策基本法第13条第2項に基づき、本市の状況に応じた自殺対策を進めるための方向性や目標を定めるものです。

計画策定の趣旨

本市では、平成31年3月に「旭川市自殺対策推進計画」を策定し、自殺対策を推進してきましたが、自殺者数は減少の後、横ばい傾向が続いており、多くの尊い命が失われている深刻な状況は続いています。この度、これまでの施策の推進状況や国が令和4年10月に見直した「自殺総合対策大綱」を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない旭川の実現」を目指し、引き続き自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、「第2次旭川市自殺対策推進計画」を策定します。

いのち支える

あなたもゲートキーパーになりませんか

ゲートキーパーとは、悩んでいる人に **気づき、声をかけてあげられる人** のことです。特別な研修や資格は必要ありません。誰でもゲートキーパーになることができます。周りで悩んでいる人がいたら、やさしく声をかけてあげてください。声をかけあうことで、不安や悩みを少しでも和らげることができるかもしれません。

1 気づく [ゲートキーパー] 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける	2 傾聴 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
3 つなぐ 早めに専門家に相談するよう促す	4 見守る 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る